

市議会議員各位

福祉健康部保健所長

新型コロナウイルス感染症PCR検査の実施等について

藤沢市保健所（以下「保健所」）が所管する新型コロナウイルス感染症の確定診断に必要なPCR検査については、本年3月3日から保健所施設内の地域保健課衛生検査センターにおいて実施する体制としております。このことについて、その経過、実施体制及び安全対策等を改めて報告いたしますので、よろしくお願いたします。

1 経過

保健所においてPCR検査を実施する体制が整備される以前は、神奈川県衛生研究所（茅ヶ崎市内）に検体を搬送後、同研究所による検査の結果を入手し、保健所の感染症対策業務を行ってきました。一方、本年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による検査件数の増加に伴い、同研究所の業務が繁忙となったことなどから、本市独自で、より迅速で臨機の対応を図ることが必要な状況となりました。この状況を踏まえ、保健所におけるPCR検査の実施に向けて、資機材及び試薬等の確保や検査結果の検証等の準備を進め、実施体制の整備を図りました。

2 保健所におけるPCR検査の実施体制

- (1) 実施開始 令和2年3月3日から
- (2) 実施場所 藤沢市保健所・南保健センター5階 地域保健課衛生検査センター
- (3) 実施職員 同センター所属の臨床検査技師3名及び獣医師1名の計4名
- (4) 実施件数 開始時：1日当たり38件を基本（1組19検体×2回）
現 在：1日当たり最大50件可能（1組25検体×2回）
集団発生した場合は、県衛生研究所と保健所の両施設で対応することもあります。
- (5) 実施効果 本市において、検査結果が陽性となった患者に対する積極的疫学調査や、濃厚接触者の洗い出し等の感染拡大防止対策をより迅速に実施できることに加え、緊急的な検査案件に対応することが可能になりました。

3 安全対策等

(1) 検体の運搬と保管

ア 運搬に関しては、保健所職員が2人体制で、帰国者・接触者外来の病院に出向き、検体に漏れ等の不備や間違いがないか等を病院の検査員と共に確認の上、検体を受領しています。また、検体を基準の厳しい3重包装容器に入れ、それを更にジュラルミンケースに入れて4重包装で搬送し、運搬中の安全確保・感染防止を図っています。更には、衛生検査センターへの搬入の際は、業務用エレベーターを使用し、来所者との動線を区分しています。

イ 検体の保管については、処理したRNA抽出液をマイナス20℃で保管しています。また、検体容器は、冷蔵保管しています。なお、検査の実施場所及び検体の保管場所は、認証カードと暗証番号によって管理されており、保健所の職員においても許可がないと入れないエリアとなっています。

(2) 衛生検査センターのPCR検査における感染防止対策

検体処理は、国立感染症研究所の「病原体検出マニュアル」に基づき、生物安全検査室に設置された安全キャビネット内で行い、検査員は、白衣の上にディスポーザブルのガウン、手袋（2重）、マスク、キャップ等の防護服を着用して作業を行っています。検査終了後は作業台等の消毒を行い、使用済みのサンプルチューブ等の消耗品や防護具等は、当該検査室内に設置された高圧蒸気滅菌器により滅菌を行った上で廃棄しています。また、検査員は、検査室の入退室の際、手指消毒を徹底しています。

(3) 積極的疫学調査従事職員の感染防止対策

調査時の感染予防策は、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」において、サージカルマスク及び眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）の着用と適切な手洗いが必要とされています。保健所では、更に万全を期すため、サージカルマスクをN95マスクに変更し、フェイスシールドの装着に加え、衣服への飛沫の付着を防止するためディスポーザブルの長袖ガウン、ディスポーザブルの手袋も着用して調査を行っています。

(4) 保健所施設については、日々のカウンター等の拭き取りや手指消毒を徹底しています。加えて、来所者への対応については、職員にマスクの着用を義務付けています。

以上

(事務担当：福祉健康部保健所地域保健課)